

2022年4月1日から2023年2月15日の間に

販路開拓に取り組んだ中小企業に対して、

上限 **20万円**（補助率**10/10**）の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

※実際に支払い完了した経費が対象です

※2022年4月1日以降に発生した経費について遡及が可能

※1度限り（他商工会で助成されている事業所も不可）

取組例

展示会へ参加

<取組例>

展示会、見本市、商談会に出展する諸経費

広告宣伝

<取組例>

新聞・雑誌等の掲載、パンフレット・ポスター・チラシ・ネット広告料、HP制作費、改修費、看板製作費等

申請方法

郵送でのみ受付

申請書類は7点（会員外は8点）

- ① 新型コロナウイルス感染症対応野洲市販路開拓支援助成金交付申請書
- ② 申請時チェックリスト
※上記2点は、野洲市商工会のHPからダウンロードしてください。
- ③ 請求書等のコピー（費用明細が記載されたもの）
- ④ 領収書等の支出を証明できる書類のコピー
- ⑤ 実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）
- ⑥ 助成金振込先通帳コピー（通帳表紙と表紙裏面）
- ⑦ 市税完納証明書
- ⑧ 会員外事業者は確定申告書（税務署收受印有り又はe-tax受信通知）

申請書類でわからないことがあれば、
野洲市商工会（TEL:589-4880）までお問合せください。

受付期間

2022年8月17（水）～2023年2月28日（火）（消印有効）

※必ず郵送にてお願いします。

当会のポストに直接投函された場合は、受け付けません。

応募にかかる詳細内容は、下記ホームページをご覧ください。

《対象事業》

販路開拓に関する取組

※ただし、同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等から補助金・助成金」の採択を受けている事業者は、助成の対象外とします。

《応募できる方》

野洲市内に事業所を有する 中小企業基本法に定められた中小企業

※中小企業とは、下の表に該当する事業所

業種	中小企業	
	資本金	または 常時使用する従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※市税が完納済であること

《対象経費》

①展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費

※人件費は対象外とします。

②広告宣伝費

新聞・情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込ポスティング費、インターネット広告料、HP制作費、改修費、SEO対策、看板代その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外。

《採択方法》

- ① 申請書等による書類審査を実施後、審査会が採択の可否を決定します。
- ② 受付順に採択を行い、予算額に達し次第受付終了とさせていただきます。
- ③ 採択者には当会より決定通知を送付後ご指定頂いた金融機関の口座へ送金します。

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ① 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請先》

〒520-2423 野洲市西河原2400

野洲市商工会 野洲市販路開拓支援助成金係